

# 第4章

# 資料

## 1. 用語集

用語	意味
あいち医療通訳システム	愛知県、医療関係団体、大学、県内全市町村で設立した「あいち医療通訳システム推進協議会」が運営する、通訳派遣や電話通訳などにより外国人県民と医療機関との言葉の壁を取り除くことを目的としたシステムです。通訳にかかる経費は医療機関と利用した外国人県民本人が負担します。
AED	急病者の救命のため、必要に応じて電気的なショックを与える自動体外式除細動器の略称です。公共施設などに設置されており、その場にいる人が自由に使用できます。
大府市市民意識調査	本市での暮らしに対する満足度や地域社会との関わり方などについて広く市民意見を収集することを目的に毎年市が実施する調査です。
外国人児童・生徒	本プランでは外国籍や外国にルーツをもつ学齢期の子どもたちを指します。児童は小学校に通っている子ども、生徒は中学校に通っている子どもを指します。
外国人市民	本プランでは外国にルーツを持つ市民と言う意味で用います。本市在住の外国籍市民のみならず、日本国籍を取得した人、国際結婚によって生まれた子ども、外国で生まれ日本語が話せない日本人など外国にルーツを持つ市民も、外国人市民の人と同様の課題を抱えている場合もあることから、本プランではこれらの人々も視野に入れ「外国人市民」という表現を用います。
外国人登録制度	平成24年の住民基本台帳法改正まで存在した、在留外国人を管理するための登録制度です。外国人本人の申請に基づいて登録するもので、市区町村ごとに外国人登録原票が保管され、現住所の証明や人口の調査などに利用されていました。
学習言語	教科の学習時などに使う言語です。抽象的、概念的な語彙が多く含まれます。
学校基本調査	文部科学省が毎年行う、学校教育法に規定される全ての学校と市町村教育委員会を対象とした統計調査です。

韓国・朝鮮	「韓国」は大韓民国を表し、「朝鮮」は朝鮮半島という地域の出身者であることを表します。
キーパーソン	ある団体や人間関係などにおいて、特に大きな影響を全体に与える鍵となる人物です。
公営住宅	公営住宅法に基づき都道府県や市町村が建設し、賃貸する住宅です。市営住宅は市、県営住宅は県が建設・運営する公営住宅を指します。
在留外国人	特別永住者と中長期在留者（3か月以上の在留が決定された「短期滞在」「公用」「外交」以外の在留資格を有する外国人）のことです。
在留資格	「出入国管理及び難民認定法」の規定による、外国人が日本に入国し活動するために必要な資格です。
就学援助制度	学校教育法において定められた、経済的理由により就学困難と認められる児童又は保護者に対し市町村が行う援助制度です。
就学时健康診断	小学校に入学する直前に行う健康診断です。就学前年度の11月30日までに行います。
就学前児	小学校などの初等教育機関に就学する年齢に満たない児童です。
住宅セーフティネット	経済的な理由などによって住宅に困窮する世帯に対し、最低限の安全を保障するための社会制度です。公営住宅は住宅セーフティネットのひとつです。
住民基本台帳法	市町村がその住民について、住民としての地位に関する正確な記録を常に整備しておくための制度です。外国人市民にも日本人と同様、基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まったため、平成24年の改正により外国人市民も対象となりました。
少子高齢社会	出生率の低下や平均寿命の伸びにより人口全体に占める子供の割合が減るとともに65歳以上の高齢者の割合が高まった社会です。65歳以上の高齢者の割合が14%を超えた社会を高齢社会と呼びます。
ダイバーシティ	英語で「多様性」を意味する単語です。
第5次大府市総合計画	平成22年度から平成32年度までを計画期間とした本市のまちづくりの基本となる計画です。多文化共生については、「第2部まちを支え将来を担う人づくり」の中の「第4章 国籍・性別を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」に記載があります。

DV	同居関係の配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス）の略称です。
日系人	外国に移住し当該国の国籍又は永住権を取得した日本人の子孫です。
日本語指導が必要な児童・生徒	本プランでは、国籍に関わらず日本語で日常会話が十分にできなかったり学習活動に参加することが難しく日本語指導が必要な児童・生徒を指します。 ポルトガル語はブラジルなど、スペイン語は南米諸国などで話されている言語です。
日本語指導担当教諭	日本語指導を必要とする児童・生徒が一定数を越えたとき、愛知県教育委員会により配置される日本語指導担当の教諭です。児童・生徒の生活面の適応、日本語学習、教科学習などの指導や支援を行います。正式には日本語教育適応学級担当教員といます。
フィリピン語	フィリピンの公用語のひとつ。タガログ語を基礎としています。
フェアトレード商品	発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することを通じて、その生産者や労働者の生活改善と自立を目指す運動です。
母語	幼少期から自然に習得する言語です。
無償教育	金銭負担なく受けられる教育です。日本では小学校から中学校までの9年間の普通教育は無償であり、その教育を受けさせることが保護者の義務である（義務教育）とされています。外国籍の子どもは義務教育の対象外ではありますが、日本が批准している「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約」などにより、希望すれば9年間の無償教育を受けることができます。
やさしい日本語	普通の日本語よりも簡単で、「難しい語彙を使わない。」「文の構造を簡単にする。」など、外国人もわかりやすく配慮された日本語です。 (例)「断水」→「水が使えない」など
リーマンショック	平成20年9月にアメリカ合衆国の投資銀行が破綻したことに端を発して起こった世界的な金融危機です。
ロールモデル	具体的な行動を模倣・学習する対象となる人材です。本プランでは外国人児童・生徒が自らの将来像を描く際に模範となる人材を指します。

## 2. 大府市の多文化共生施策の経緯

年 月	内 容
平成4年4月	大府市国際化会議を設置 大府市国際化会議設置要綱を施行 大府市国際交流基金を設置
平成4年10月	大府市国際交流協会が設立
平成6年4月	企画部企画課に国際交流担当主査を設置 大府市国際交流協会が日本語教室を開講
平成7年4月	大府市国際交流協会が外国人向け情報紙「ほほえみ」を刊行
平成12年4月	総務部企画課 国際交流係を設置
平成13年8月	大府市国際交流協会が外国語相談窓口を開設
平成13年11月	大府市国際交流協会ホームページを開設
平成17年4月	市民協働部文化国際課 国際交流係に変更
平成21年4月	大府市国際化会議の名称を大府市多文化共生推進会議に変更
平成22年4月	市民協働部文化国際課 多文化共生係に変更
平成22年4月	大府市多文化共生推進委員会を設置
平成23年3月	大府市多文化共生推進プラン～ダイバーシティおおぶ～を策定
平成25年4月	市民協働部協働促進課 多文化共生係に変更 行政文書のポルトガル語翻訳を開始 大府市国際交流協会の日本語教室よりNPO団体WKYが独立
平成26年8月	市ホームページに英語とポルトガル語の生活情報の掲載を開始
平成27年10月	大府市多文化共生推進プラン2を策定

### 3. 大府市多文化共生推進プラン2策定の経過

年 月 日	内 容
平成 26 年度	
H26 年 5 月 19 日	第 1 回多文化共生推進委員会 ●プラン改訂説明、意見交換
H26 年 7 月 11 日	第 1 回多文化共生推進会議【庁内】 ●プラン改訂説明
H26 年 7 月 24 日	第 2 回多文化共生推進委員会 ●重点分野について意見交換
H26 年 11 月 17 日	第 3 回多文化共生推進委員会 ●プラン案意見交換 1 回目
H27 年 1 月 8 日	第 4 回多文化共生推進委員会 ●プラン案意見交換 2 回目
H27 年 3 月 20 日	第 3 回多文化共生推進会議【庁内】 ●プラン案説明
平成 27 年度	
H27 年 5 月 20 日	第 1 回多文化共生推進会議【庁内】 ●プラン全体案確認
H27 年 6 月 18 日	第 1 回多文化共生推進委員会 ●プラン全体案確認
H27 年 6 月 25 日	市議会全員協議会説明
H27 年 6 月 26 日	パブリックコメント実施（7 月 25 日まで）
H27 年 8 月 21 日	第 2 回多文化共生推進委員会 ●パブリックコメントについて
H27 年 9 月 30 日	第 2 回多文化共生推進会議【庁内】 ●プラン関連事業の説明

## 4. 大府市多文化共生推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 国籍、民族等の異なる市民が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていく社会の実現に向け、多文化共生の推進に係る計画の策定及びその推進について広く意見を聴取するため、大府市多文化共生推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 多文化共生の推進に係る計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 多文化共生の社会づくりに向けた市のあり方に関すること。
- (3) 外国人市民の現状と課題に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 団体、行政機関等から推薦された者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長が会議を招集する。

- (1) 委員長が互選される前の会議を招集するとき。
- (2) 委員長及び副委員長が欠けたとき。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部協働促進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 5. 大府市多文化共生推進委員会委員名簿

委員任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

役職名	氏名	所属等	備考
委員長	松宮 朝	愛知県立大学准教授	
副委員長	岡田 雅子	大府市国際交流協会	
委員	大嶋 順治	公募委員	
〃	国本 礼子	平成25年度北山学区子ども会会長	
〃	菅原 和利	県営梶田住宅自治会顧問	
〃	村上 アリセ	外国語相談員	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日
〃	竹内マリア クリスティーナ	外国語相談員	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
〃	渡部 一夫	大府市教育委員会指導主事	

### 事務局

氏名	所属
木學 貞夫	市民協働部 部長
内藤 尚美	市民協働部 協働促進課 課長
鈴木 桂子	市民協働部 協働促進課 多文化共生係 係長
岡本 七美	市民協働部 協働促進課 多文化共生係 主事
エレン ウー	市民協働部 協働促進課 多文化共生係 国際交流員

## 大府市多文化共生推進プラン2

平成 27 年 10 月発行

発行 大府市  
〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地  
電話 0562-45-6215

編集 大府市市民協働部協働促進課多文化共生係